

一般社団法人日本障害者カヌー協会  
社員総会運営規則

(目的) 第1条 一般社団法人日本障害者カヌー協会定款第 22 条により本規則を定める。

(定足数および入場)

第2条 定款第 6 条に定める正会員は、定時社員総会または臨時社員総会の開催を招集した日の正会員とし、それ以降で社員総会の日の間に入会した者、および退会した者は含まない。

2 社員総会会場に入場できるものは、正会員に限る。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第3条 定款第15 条に定める書面又は電磁的方法による議決権の行使は、以下の各号のいずれかによる

ものとする。

- (1) 会員番号及び氏名の記載がある記名押印または署名を行った書面の郵送
- (2) 当法人が指定する本人確認を行うウェブサイトからの投票
- (3) 会員が直接送信したことを示す電子署名を付加した電子メールによる投票

(議長)

第4条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席正会員の中から選出する。

2 議長である理事に関わる議案については、自ら議長を務めることはできないものとする。この場合の議長は、前項の方法に従い、他の理事が議長を代行するものとする。

(決議)

第5条 定款第 17 条に定める社員総会の決議は、原則として挙手によるものとする。

(決議及び報告の省略)

第6条 定款第 19 条に定める書面又は電磁的方法は、本規則第3条を準用する。

2 定款第20 条に定める社員総会に報告すべき事項の通知は、協会誌上に公告を掲載することで行うものとする。

(議事録)

一般社団法人日本障害者カヌー協会

第7条 定款第21条に定める議事録は、当法人の事務局によって作成するものとする。

附 則

1 この規則は、平成29年4月23日から施行する。

